

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成24年3月12日（月曜日）

## 経済建設委員会

日時 平成24年3月12日（月曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

- 1 産業・立地部、建設部  
第12号議案 「質疑・討論・採決」  
第65号議案 「質疑・討論・採決」  
第66号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 請願の審査  
平成24年請願第1号 「質疑・討論・採決」
- 3 陳情の審査
  - (1) マル経資金の融資を受けた事業者に対し、借入時より1年間の支払利子について50%分の利子補給の要望書 「討論・採決」
  - (2) 作手商工会街路灯についての要望書 「討論・採決」

### 出席委員（5名）

委員長 長田共永 副委員長 中根正光  
委員 山田たつや 森 孝 夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

産業・立地部、建設部の主査以上の職員

参考人 長谷川喜一

参考人の補助者 野沢優 白井倫啓

### 事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭

**開 会 午前9時00分**

**○長田共永委員長** ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において本委員会に付託されました第12号議案、第65号議案、第66号議案の3議案及び平成24年請願第1号、並びに議長から送付されました陳情について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第12号議案 新城市鳥獣被害対策実施隊に関する条例の制定を議題とします。

ここで産業・立地部長から発言の申し入れがございますので、審査の前の発言を許可したいと思います。

山崎部長。

**○山崎敏勝産業・立地部長** さる3月7日の本会議における質疑の折、新城市鳥獣被害対策実施隊に関する条例の制定に関しまして、下江議員さんから鳥獣被害実施隊の隊員の資格について、わな免許だけの所持者でもよいかという内容の質疑がございまして、その折、わな免許だけでもよいという答弁をいたしました。正しくは第一種または第二種銃猟免許を所持していることが必須条件でございまして、なおかつわな免許を有している方を5割から6割必要と考えておるといことでございますので、おわびして訂正させていただきます。

なお、16日に開催されます本会議におきましても、訂正の機会をいただけますように議長さんをお願いをしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

**○長田共永委員長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

森委員。

**○森 孝委員** 1点、伺います。

条例の2条の3項の中で、(1)市長が職員のうちから指名するものという表現がありますが、せんだってこの件については一般質

問で、それぞれ下江議員、一部丸山隆弘議員もお伺いしたんですけれども、この市長が職員のうちから指名するというものの中に、同じ職員という中でも担当職員とそうでない一般の職員という考え方もあるかと思うんですけれども、この辺のところをどういうふうにまず最初の問題として分けておられるか、お願いします。

**○長田共永委員長** 森下室長。

**○森下雄司鳥獣害対策室長** 今、森委員からご質疑ございました市長が指名する職員につきましては、鳥獣害対策室に配属された職員の中で、先ほど部長が申しあげましたような資格を有するものを市長が指名すると考えております。それにつきましては規則で定めてまいります。2号のこの前の本会議の質疑でもございました任命する職員につきましては、あくまでも部長もお答えしましたように、その所属された職務を第一と考えますので、猟友会とも協議いたしておりますが、あくまでもそういう職員については任命しないという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

**○長田共永委員長** 森委員。

**○森 孝委員** そうすると、今のお話を整理すると、あくまでも携わっている担当職員で免許を持っている者ということだけれども、それは職員としての仕事であるので任命しないということ、簡単に言うとそういうことなんだけれど、もう一度、その辺をちょっと、わかりにくいものですから。

**○長田共永委員長** 森下室長。

**○森下雄司鳥獣害対策室長** この前の本会議の質疑の中にも部長から答弁させていただきましたように、第一種、第二種の銃猟免許を持った職員が、今私どもで把握している中では市職員の中で3名ございます。3名のうち1名につきましては消防職員、1名については他の部署の職員、それから1名につきましては私どもの鳥獣害対策室に配属されている

職員、そのうちの3名がございます。うちに配属されている職員につきましては、すぐに実施隊として活動できますが、やはりほかの部署における職員は与えられた職務を遂行する必要がございますので、そこへその職員を指名して、このような言い方をしてはいけません、その職務においてこちらの職務をということは難しいかと考えておりますので、あくまでも私ども鳥獣害対策室に配属された職員を指名するという考えでおります。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 そうすると、今言われた担当職員外の職員については、指名することはないという考え方でいいわけですか。

○長田共永委員長 森下室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 私どもは指名する際につきましては、任命権者の決済をとってまいります、その中では指名するように決裁の中では伺いを起こさない予定でおります。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 そうでしたら、別にここの条項は、市長が職員のうちから指名するものなんていうのはいらぬのではと思うのですが、いかがでしょう。どういった場合にこれが必要になってくるかということ。

○長田共永委員長 今の先ほどの説明で確認させていただきます、委員長から。

鳥獣害対策室の職員は指名される可能性があると言われたと思うのですが、当てるためにこの条文があると理解しているんですが、その点でじゃないんですか。そういう説明答弁はあったと思うのですが。

森下室長。

○森下雄司鳥獣害対策室長 今、委員長の申されたとおりでございます。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に第65議案 市道の路線廃止及び第66号議案 市道の路線認定の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 いつもこういう路線廃止のときに同じような質問をするわけですが、今回のこの路線廃止と認定については、一応その担当地域の区長さん方にその旨は伝えるのか。特に廃止される部分、またすぐに復活するんですけれども、一応そういったことについては説明してあるかどうかをお尋ねいたします。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 地元には、廃止だとか認定につきまして、回答というのか、相談をしております。

○長田共永委員長 森委員。

○森 孝委員 いつもそういう返事が返ってくると思うんですけれども、実際に運用してしまえば、ああこんなことかということになるかと思うんですが、条例でこういうふうに変わるということが一般に伝わった場合に、今回は全部廃止しちゃうということになって、ちょこっと廃止しといて次にまたそれが復活

してくるというような形で、一部分が廃止かと思うんですけれども、地域としては何でこれをやめちゃうんだという不信感を抱くんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えておりますか。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 今回の路線につきまして、特に今言われているのは八束徳県社線の一部付けかえによるものだと思いますけれども、あくまでも事業をやっていく上では認定していかないと事業ができないというのがあります。これは補助事業が受けられないというのがあります。旧の路線につきましては新しい路線に付けかわるということで、実際に今、使われているわけなんですけれども、この部分について地元にご相談をかけて、これはやりますけれどもどうしましょうかと言ったときに、だめですと言われるとうちの事業もできなくなってしまうということです。ですから、半ば強制的にという形でさせていただいているのが現状でございます。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第65号議案及び第66号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第65号議案及び第66号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時10分

再 開 午前9時12分

○長田共永委員長 休憩前に引き続き、委員会を開き、請願の審査を行います。

子育て情報誌さくら、小野田直美氏のほか5名の方々から提出されました、平成24年請願第1号 脱原発依存社会の早期実現のための再生可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー社会の実現を求める請願書を議題とします。

本日は参考人として長谷川喜一さん、また参考人の補助者として野沢優さん、白井倫啓さんの出席を得ております。

この際、私から一言だけごあいさつをさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、3名の方に来ていただき、また傍聴者もおみえになっております。ありがとうございます。

この問題については、いろいろと長谷川さんをはじめ、ここまで請願を出すには会の内部でもいろんなお話があった。そして、議会等の対応に対してもいろんなご苦労があったことを十分に私も承知しております。

また、本案件の持続エネルギーの構築という請願内容を十分に委員会も含め、私も代表質問させていただいて、その歩みが早いか遅いかはわかりませんが、市長からも答弁をいただいております。また予算大綱にもエネルギーのことについては述べられております。

また、議会という席上、かた苦しいというふうに緊張される場面もあるかと思えます。肩の力を抜いて、本日は説明をしていただければ幸いに思っております。本日はよろしく願います。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から請願に関してのご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは長谷川さん、よろしくお願いいたします。

**○長谷川喜一参考人** おはようございます。長谷川と申します。請願団体の上から2番目の子どもたちの未来と食を考えるしんしろネットワークのグループの代表幹事をしております。

まず説明に入る前に、最初にこの紹介議員になっていただいた3会派の方にお礼を申し上げたいと思います。その3会派の方がご協力いただきましたので、今日のこの日ができたと思いますので、まず冒頭にその3会派の方たちにお礼を申し上げたいと思います。

説明ですが、この間、請願を出すいろんな過程の中で、委員長である長田さんとの話をさせていただきました。したがって、かなり具体的に新城議会としても、あるいは議員それぞれの方も、今年度の、あるいは行政の予算の中に、調査費として代替エネルギーについて取り組んでいくという話を伺いました。したがって、かなりそういう意味では、この請願の内容が既に議員との間でもかなり近いものがあると私は思っています。

したがって、今日は一言だけ、今どういう状態なのかということをお話させていただきます。それは、最近テレビで報道されたそうなのですが、北海道の風力発電について大きく報じられて、ところがこの北海道という地域上、一番風力発電が可能な地域なのですが、そこではまだ抽せん形式で、いろんな団体が応募して、NPOを含めて応募するんですが、最終的にどのぐらいの電力を買うかというのは電力会社の抽せんによって決まる。ということかと言うと、その分だけ電力会社が電力を買わないといけないわけで、それが負担になるということで、その総量が規制されているわけです。そこを変えていかない限り、

どんな地域でも、全国どんなところでも、それぞれ小さな電力を開発しても、根本的な制度であるところの発送電の分離をしないとかなかなかうまく進まない。ということかと言うと、ビジネスとして成り立たない限り、やはりうまくいかないわけです。それぞれグループで細々とやっただとしても、全く意味がないわけであって、この発送電の分離に今後やっぱり近づけていかない限り、うまくいかないんじゃないか、その一言を申し上げておきたいと思います。

それから、あと二つ目ですが、昨日が3月11日の東北大震災のちょうど1周年ということで、全国でいろんな集会や記念行事が行われました。その上で、私たちも3月11日に新城で何かをやるかなと、いろんな方から声が上がったんですが、残念ながらなかなか日程が合わずに、3月10日の夜に私たち2段目の子どもたちの未来と食を考えるしんしろネットワークで会議を行いました。そのときに今後の予定として、代替エネルギーと子どもたちの食を考えるということで、今後、何かいろんな企画をしようということの方角性が決まりました。これについても、新城議会の議員の方々も参加できる形の企画をつくってまいりますので、ぜひ議員として、あるいは議会としてそういう住民や市民との意見交換会に参加していただきたいし、そのようなことをまた議論の中でお話していただければいいなと思います。

一応、以上です。

**○長田共永委員長** ありがとうございます。

ご要望も今賜ったということで、本日はそのご要望に関してはまたご案内等を持っていただければと思いますので、請願だけの審査でよろしくお願いいたします。

以上で、平成24年請願第1号に対する参考人からの説明・意見が終了いたしました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。なお、念のため申し上げますが、参考人は

委員長の許可を得てから発言をよろしくお願  
いします。

また、委員に対しては質疑をすることがで  
きませんのでご了承願います。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 参考人の方にお伺いするとい  
うことではなくて、議会の動きということ  
で一応お話ししておきたいと思うんですけれ  
ども、せんだって8日に、15時30分に名  
大で代替エネルギーについてのシンポジウム  
を、これは特に有志議員でお願いしまして、  
蒲郡の市議会議員、豊川、それからうち、  
合わせて35名ぐらいのものが集まって15  
時半から7時半ごろまでやりましたので、  
それぞれ担当教授の風力だとか、小水力  
であるとか、バイオとか、そういった講習  
をしっかりと受けてきました。先ほどあり  
ましたように、風力の発電が今、代替エネ  
ルギーとして考えられておるそうなんです  
けれども、これも風の流れによって電力量  
そのものに非常に波があると。だから今  
の状態では、内閣では電力会社に買えとい  
うのはつくってあるんですけども、電力会  
社としてはなかなかこれをそのままオーケー  
というわけにはいかんと。だから、もう少し  
各自治体で土地を何とかして風力という話  
はあるけれども、風力そのものは経費もか  
かるし、落雷だとか強風によって壊れると  
かいうものが頻繁にあって、宣伝するほど  
の効果がないんだという話を研究の中で聞  
いてきました。

私どもは、次の代替エネルギーを何にする  
かということについて、まだ議員の間でも  
勉強している段階です。特に今回言われた  
原子力の問題については、長谷川さんから  
しっかりと伺いましたので、今日は特別私  
どもからは伺いすることはありませんが、  
そういうことで、議員の仲間のうちでも  
このことについては勉強しているというこ  
とをお話ししておきたいと思ひまして。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありません  
か。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しまし  
た。

本日はまことにありがとうございました。

引き続き、平成24年請願第1号について  
自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 発言がなければ、これよ  
り討論を行います。

討論はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 私は、ただいま審査をしてい  
ます脱原発依存社会の早期実現のための再生  
可能エネルギーの飛躍的拡大と低エネルギー  
社会の実現を求める請願書について、賛成の  
立場で討論します。

我が国における発電事業の状況は、原子力  
発電30%、石炭火力25%、LNG火力25%、  
石油火力10%、水力10%となっています。  
そのほか、自然エネルギー、新エネルギーの  
実用化、もしくは研究開発がされていますが、  
現状ではパーセントで示されるような段階  
ではありません。

このような国内の事情の中で、今般の東日  
本大震災がもたらした原発事故は、原子力  
発電事業の安全神話を崩壊させるとともに、  
地球環境問題でのCO<sub>2</sub>主犯仮説についても、  
原子力推進利権複合体が原子力利用を推進  
するために流布したデマゴギーであると報  
告する学識者も出ています。

殊、発電コストそのものだけを取り上げ  
れば、採算性において原子力発電が圧倒的  
に有利であることは十分認識していますが、  
原子力利用に対するリスクを考えたとき、  
人の命の尊厳を根底から変えてしまうよ  
うな重大なリスクを伴う以上、原子力  
発電をこのまま推

進させることについて容認できません。

以上のような考えのもと、私は本陳情を採択すべきと考えます。また、委員の皆様におかれましても、今般の原発事故を真摯に受けとめ、ご判断いただきますようお願いいたします。

以上。

**○長田共永委員長** ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○長田共永委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

平成24年請願第1号を採択することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○長田共永委員長** 異議なしと認めます。

よって、平成24年請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

ありがとうございました。

最後に一言だけ申し上げます。

エネルギー政策においては、一自治体がどうこう、国策においては大きな部分についてはどうこうなるものではございませんが、改めて再生エネルギーについて十分によく考えて、政策を実行し、そしてそれを推し進めることを約束させていただきたいと、以上を思います。

本日はお疲れさまでございました。

次に陳情の審査を行います。

はじめに、愛知県商工会連合会、南新支部、支部長ほか4人から提出されました「マル経資金の融資を受けた事業者に対し、借入時より1年間の支払利子について50%分の利子補給の要望書」を議題とします。

自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

**○長田共永委員長** 発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

副委員長。

**○中根正光副委員長** 本陳情に関しては、趣旨採択すべきとの観点から討論いたします。

本陳情は、商工会等から推薦を受けた小規模事業者に対して、金融公庫が貸付する制度であるマル経資金の融資を受けた事業者に市からの利子補給の支援を求めるものであります。現在、本市では市の取り組みとして、小規模企業等振興資金預託事業、小規模事業景気対策事業、起業者支援資金預託事業などの商工業者融資対策事業を行っております。そして、これらの事業は、商工会等の推薦といった要件は必要なく、市内すべての小規模事業者を対象とするものであります。こうしたことから、長引く不況による事業者の置かれた厳しい経営状況は十分に理解するところでありますが、まずは現在ある本市における商工業者融資対策事業のより一層の活用をすることで、この難局を乗り切っていただきたいとの思いから、本陳情は趣旨採択すべきであると考えております。よろしく申し上げます。

**○長田共永委員長** ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

**○長田共永委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決いたします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○長田共永委員長** 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

次に、作手商工会会長及び作手区長会代表区長から提出されました「作手商工会街路灯についての要望書」を議題とします。

自由討議に入ります。



意見等のある委員は発言願います。  
特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。  
山田委員。

○山田たつや委員 この街路灯について、市民の安全通行等を考えまして、本来は省エネ等の観点からも考えられ、当新城市でも全市の問題であると考えられます。しかし、この陳情に対しては、全体のことを考え、一部の地域のことを考えますと、本陳情は趣旨採択を選ぶと私は考えます。要望は十分に理解されますが、予算、今後の比較等を考えまして、趣旨採択を考えておりますのでお願いします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時29分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 長田共永